第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第九号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第九号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同条第一項中「平成二十一年度に限り」を「平成二十二年度に限り」に、「第六号」を「第五号」に、「二千八百億円」を「三千七百億円」に、「第七号及び第八号」を「第六号及び第七号」に、「雇用機会の創出その他の」を「雇用情勢等を踏まえた当面の」に、「一兆円」を「一兆四千八百五十億円」に改め、同項第二号中「（平成二十一年法律第十号）」を「（平成二十二年法律第五号）」に、「次条第六項」を「次条第五項」に、「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第三項」に、「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「千四百億円」を「八百六十六億円」に改め、同項第三号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に、「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「五千八百三十一億円」を「六千六百九十五億円」に改め、同項第四号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「四兆三百十億三千七百五十万円」を「五兆三千八百八十億円」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「五千七百十一億円」を「五千七百十二億円」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に、「三千八百八十六億千七百万円」を「八百七十五億七千七百五十一万九千円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分」を「平成二十三年度及び平成二十四年度」に、「第一項」を「前項」に改め、同項の表中「

年度	金額
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千七百三十九億円
平成三十年度	三千二百五十二億円

八百六十六億円
」を削り、同項を同条第二項とし、同条第三項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「、平成二十二年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし」を削り、「及び同表」を「及び次の表」に、「平成三十六年度までの各年度に」を「平成三十七年度までの各年度に」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十一年度	二千八百二十三億円
平成二十二年度	二千三百七十七億円
平成二十三年度	千九百十八億円
平成二十四年度	千四百六十三億円
平成二十五年度	千六億円
平成二十六年度	六百二億円
平成二十七年度	二百六十八億円

附則第四条の二第四項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十二年度から」を「平成二十三年度から」に改め、「平成九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち百七十六億七千五百六十二万二千円、平成十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち百九十九億百八十九万七千円及び」を削り、「四千九百九十四億三千七百万円」の下に「及び平成二十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六千五百九十六億六百六十九万八千円」を加え、「、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円を」を削り、「平成二十三年度から平成二十七年度までに当該各年度分」を「平成二十三年度に当該年度分」に改め、「九百九十八億八千七百四十万円を」の下に「、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を、平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年度に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を、平成二十七年度に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九万八千円を」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に、「前条第一項第五号」を「旧法附則第四条第一項第五号」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「第四項」を「第三項」に、「二千四百八十二億九百五十万円」を「八百二十七億三千六百五十万円」に、「平成三十六年度」を「平成三十七年度」に、「同項の規定による額から千八百十一億千九百万円」に改め、「平成三十七年度及び」を削り、「第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円」を「第一項の額から千八百十一億千九百万円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附則第六条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第六条の二を削る。

附則第六条の三の見出し中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同条第一項中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額」を「、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき　二一、九九二円
市町村	人口	一人につき　一一、八四四円